

中国最新法令＜速報＞

※月 2 回発行

2025 年 1 月 24 日号(No.432)

「不正競争防止法(改正草案)」等

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.morihamada.com/>

本号編集責任者: 康 石

I. 重要法令等の解説

1. 「不正競争防止法(改正草案)」¹

全国人民代表大会常務委員会 2024 年 12 月 24 日公表、意見募集期限 2025 年 1 月 23 日

執筆担当: 戴 楽天、塩崎 耕平

全人代常務委員会は 2024 年 12 月 24 日に「不正競争防止法(改正草案)」を公表した。この草案は、商業上の混同行為や商業賄賂への規制の強化、ネットワーク不正競争行為に関する規制の明確化、不正競争防止法の域外適用等の規制を新設・改正するものである。また、この草案では、大企業等の優越的地位の濫用に関する規制が追加されており、実際に法律として成立した場合には実務上相応の影響が生じることが見込まれる²。

「不正競争防止法」(以下「現行法」という。)は、1993 年に施行され、過去に 2017 年改正及び 2019 年改正の 2 回の改正が行われた。また、国家市場監督管理総局は、2022 年 11 月、「不正競争防止法(改正草案意見募集稿)³」(以下「改正草案意見募集稿」という。)を公表し、商業上の混同行為や商業賄賂の範囲の拡大、優越的地位の濫用行為等に対する規制を新設し、パブリックコメントを募集していた。そのうえで今般、全人代常務委員会から 2024 年 12 月 24 日に「不正競争防止法(改正草案)」(以下「本草案」という。)が公表された。

¹ 原文「反不正当竞争法（修订草案）」

² 本草案は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に施行されるまでは効力を有しないことに留意されたい。

³ [本ニュースレターNo.390\(2022 年 12 月 23 日発行\)](#)をご参照。

(1) 商業上の混同行為の類型の追加と幫助行為の禁止

現行法は、影響力がある他人の商品名称、企業名称、ドメイン名の主体部分やウェブサイト名称等の無断使用等を、「混同行為」として不正競争行為に含めているが、本草案は、他人の登録商標等を無断で企業名称の中の商号として使用する行為⁴、及び影響力がある他人の商品名称や企業名称等を無断で検索キーワードにして設置する行為を混同行為に追加した(現行法6条、本草案7条1項4号、5号)。

なお、改正草案意見募集稿には、上記の混同行為のために保管、運輸、郵送、印刷作成、隠匿、経営場所等の便宜条件を提供する行為をしてはならないという規定が存在したが、本草案は、改正草案意見募集稿にあったような具体的な幫助行為の類型の列挙を削除し、事業者が他人による混同行為の実施のために便宜条件を提供してはならないと抽象的に規定した(改正草案意見募集稿7条2項、本草案7条2項)。

(2) 商業賄賂に関する規制の強化

2018年以前は、商業賄賂における収賄者には取引相手も含まれていると解されていたが、2018年1月から施行された改正後の不正競争防止法では、取引相手は商業賄賂の収賄者から外されていた。現行法においても、商業賄賂の収賄者は「取引相手の従業員」と規定されている(現行法7条1項1号)。改正草案意見募集稿において、再び取引相手を商業賄賂の収賄者と記載していたことから、商業賄賂の本質から離れ、立法上、後退する動きになるのではないかと懸念されていたが、本草案はこの点について、現行法の規定(取引相手を収賄者に含まれていないこと)を維持し、取引相手を商業賄賂の収賄者から外した(8条1項1号)。

また、本草案は、いかなる企業又は個人も取引活動において賄賂を収受してはならないと定め(8条2項)、違反した場合、法律・行政法規の関連規定に従い処罰し、法律・行政法規に関連規定がなければ、企業に対して200万元以下の過料、個人に対して50万元以下の過料に処すると規定した(23条2項)。

さらに、本草案は、贈賄をした事業者の法定代表者、主要責任者及び直接責任者についても、贈賄について個人責任を負うべき場合、これらの者に対して100万元以下の過料に処することができることと規定した(23条1項)。このため、本草案が法律として成立したときには、贈賄を行った場合、事業者のみならず、当該事業者の責任者個人も処罰される可能性があることに注意が必要である。

(3) ネットワーク不正競争行為に関する規制の強化

本草案は、プラットフォーム事業者がサービス規約及び取引規則に公平競争規則を明記し、遅滞なく必要な措置を講じて、プラットフォーム内の事業者による不正競争行為を制止しなければならないと規定した(6条4項)。

⁴ なお、2022年3月16日に公布された『「不正競争防止法」適用の若干問題に関する解釈』13条に、当該行為が混同行為に属することが規定されている。本ニュースレターNo.373(2022年4月15日発行)をご参照。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

そして、プラットフォーム事業者がデータ及びアルゴリズム、技術、プラットフォーム規則等を利用して、①詐欺、脅迫、電子的侵入等の不正の方法でその他の事業者が適法に保有するデータを取得・使用する行為、及び②プラットフォーム規則を濫用して、悪意の取引を実施する行為をネットワーク不正競争行為の類型として追加した(13条2項4号、5号)。

さらに、本草案は、プラットフォーム事業者が、プラットフォーム内の事業者に対して自身(プラットフォーム事業者)の価格決定規則に従って、原価を下回る価格で商品を販売することを強制的に要求してはならないと規定した(14条)。

なお、改正草案意見募集稿は、ネットワーク不正競争行為の類型やプラットフォーム事業者の義務等を詳細に規定していたが(改正草案意見募集稿14条、17条～20条)、その一部の内容は2024年9月1日から施行された「ネットワーク不正競争防止暫定規定」⁵に規定されたこともあり、本草案は、ネットワーク不正競争行為に関して詳細には規定していない。

(4)大企業等の優越的地位の濫用に関する規制の追加

改正草案意見募集稿は、相対的優越的地位の定義及び濫用行為類型に関する条文を有していたが(改正草案意見募集稿13条及び47条)、本草案は、相対的優越的地位という用語を使用せず、大企業等の事業者が、自分の資本、技術、取引ルート、業界での影響力等の優越的地位を濫用し、中小企業に対して明らかに不合理な支払条件・方法・期限や違約責任を設定し、強制的に排他的協議を締結する等の方法により、公平な競争秩序を乱してはならないと規定した(15条)。

(5)域外適用規制の新設

本草案は、中国国外において実施した不正競争行為が、中国国内の市場競争秩序を乱し、又は中国国内の事業者の合法的権益を損害した場合、中国の不正競争防止法及び関連法律の規定に基づき取り扱うと規定した(40条)。もし当該規定が実際に成立した法律に残された場合、このような場面において域外適用が認められることになる。

(6)その他の改正

上記のほか、本草案では、景品付き販売の禁止行為を追加し(11条1項2号)、法律責任の厳格化、違法所得の没収規定の追加(34条)を行っている。

(全41条)

⁵ [本ニュースレターNo.423\(2024年6月14日発行\)](#)をご参照。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

Ⅱ.注目法令等の紹介

1.「増値税法」⁶

全国人民代表大会常務委員会 2024 年 12 月 25 日公布、2026 年 1 月 1 日施行

執筆担当:趙 雪セン、井村 俊介

「増値税法」(以下「本法」という。)は、現行の「増値税暫定条例」⁷と比べ、増値税の枠組みと税負担を基本的に変更しない一方で、主に国内課税取引の判断基準、徴収税率、徴収優遇、納税期間等の面で新たな規定を置いている。

本法における主たる追加事項の一つは、中国国内における課税取引の判断基準の明確化・合理化である。具体的には以下 4 つの類型について中国国内における課税取引の判断基準について規定した(4 条)。

類型	中国国内における課税取引となる場合
①貨物を販売する場合	物品の積出地又は所在地が国内にある場合
②不動産の販売や賃貸及び天然資源の使用権の譲渡の場合	不動産や天然資源の所在地が国内にある場合
③金融商品を販売する場合	金融商品の発行地が国内にある場合又は販売者が国内の単位や個人である場合
④上記以外のサービス・無形資産の販売の場合	そのサービスや無形資産の消費地が国内にある場合又はそれらの販売者が国内の単位及び個人である場合

また、従業員の雇用主等に対する役務提供や、行政事業の費用や政府性基金の徴収、預金利息収入等は課税取引には該当しない(このため、増値税の課税対象とはならない)旨も新たに明示された(6 条)。

更に、当期仕入税額が当期売上税額を上回る部分については、次期に繰越し又は還付を申請可能であるという繰越し還付税金制度が新たに規定された(21 条)ほか、医療機関が提供する医療サービス、幼稚園・養老院等が提供する養育サービス、学校の提供する学歴教育サービス等が増値税の免税項目として追加された(24 条)。

本法が施行されるまで約 1 年間の期間があるため、企業はその対応を行いつつ、関連規定(実施条例等)の公布と実務の動向に注目する必要がある。

⁶ 原文「増値税法」

⁷ 原文「増値税暂行条例」

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

2. 「人工知能関連発明特許の申請ガイドライン(試行)」⁸

国家知的財産権局 2024 年 12 月 31 日公布 同日施行

執筆担当:高 玉婷、井村 俊介

人工知能に関する技術の急速な発展に伴い、中国における人工知能関連特許の出願数は、全体として増加傾向にある。国家知的財産権局は、本ガイドラインを公布し、人工知能関連発明の特許出願に関するよくある質問について解答を示し、関連する問題について解決案を提供した⁹。

本ガイドラインにおいて、人工知能関連発明の特許出願は、発明創造の過程における人工知能の役割・貢献等の要素により、次の類型に分けられた上で、各類型に関する具体的な例示が列挙されている(第1章)。

人工知能が発明創造の構成部分をなす場合	人工知能のアルゴリズム又はモデル自体の発明の特許出願
	人工知能のアルゴリズム又はモデルの機能又は各分野における応用の発明の特許出願
人工知能が発明創造を行う場合	人工知能が補助した発明の特許出願
	人工知能が生成した発明の特許出願

実務上関心の高い問題として、人工知能が行う発明創造の発明者について、本ガイドラインは、人工知能は発明者となってはならないことを明確にした。人工知能が補助した発明創造については、発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をした自然人をその発明者とすることができると規定しているが、人工知能が自ら生成した発明創造については、人工知能はその発明者となることができないと規定しているのみで、その場合に誰が発明者となるかについては規定していない(第2章)。この点について、今後の立法等におけるさらなる明確化が期待される。

(全 6 章)

⁸ 原文「人工知能相关发明专利申请指引(试行)」

⁹ 国家知識産権局の「『人工知能関連発明特許の申請ガイドライン(試行)』に関する説明」

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

3.「フレックス退職制度実施暫行規則」¹⁰

人力資源社会保障部等 2024 年 12 月 31 日公布、2025 年 1 月 1 日施行

執筆担当:張 雪駿、五十嵐 充

2023 年 9 月 13 日、全国人民代表大会常務委員会は、「法定退職年齢の段階的引上げの実施に関する決定¹¹」(以下「決定」という。)を公布した。決定は、2025 年 1 月 1 日から段階的に 15 年間をかけて、法定退職年齢を男性 63 歳・女性一般職 55 歳・女性幹部職 58 歳まで引き上げることにするほか、退職の前倒し又は先延ばしというフレックス退職制度を新たに設けた。それに基づいて、2024 年 12 月 31 日、人力資源及び社会保障部等は、「フレックス退職制度実施暫行規則」(以下「本規則」という。)を公布し、フレックス退職制度の運用詳細について規定した。

(1)前倒し退職

決定によれば、労働者は、基本養老金最低納付年限を満たした場合、前倒しで定年退職することができる¹²。前倒し退職は、労働者自らの意思だけで、一方的に決定することができる。これについて、本規則は、労働者は前倒し退職時期について、当該時期の 3 ヶ月前までに、書面にて使用者に告知しなければならないと規定し、労働者による前倒し退職時期の告知期限を明確にした(2 条)。

(2)先延ばし退職

決定によれば、労働者は、使用者と協議して合意した場合、定年退職を先延ばすことができる¹³。これについて、本規則は、少なくとも 1 ヶ月前までに、労使協議のうえ書面にて先延ばし退職時期等を決定しなければならないと規定し、先延ばし退職時期の決定期限を明確にした(4 条 1 項)。また、本規則によれば、労使が合意した先延ばし退職の期間は、再度延長することができないため(4 条 1 項)、退職の先延ばしは 1 度きりであると考えられる。なお、先延ばし退職の期間において、労使が合意した場合、先延ばし退職を終止させることができるため(6 条)、一度決定した先延ばし退職時期を前倒しすること自体は労使間の合意があれば可能であるといえる。

また、本規則によれば、先延ばし退職の期間において、労使間では労働関係または人事関係が継続されるため、法により社会保険料を納付しなければならない(5 条)。先延ばし退職の期間において、使用者は、労働関係の継続を基礎に、「労働契約法」等に基づいて、労働者の合法権益を保障しなければならないと考えら

¹⁰ 原文「実施弹性退休制度暂行办法」

¹¹ [本ニュースレターNo.428\(2024年9月27日発行\)](#)参照。

¹² ただし、前倒し年数は最長でも 3 年を超えないものとし、かつ退職年齢が従来の法定退職年齢(男性 60 歳・女性一般職 50 歳・女性幹部職 55 歳)を下回ってはならない。

¹³ ただし、先延ばし期間は最長でも 3 年を超えないものとする。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

れる。

(3)その他

決定によれば、労働者が基本養老金を毎月受給するための最低納付年限は、2030年1月1日以降、現在の15年から20年まで段階的に上げられるため、労働者の退職時期によって、満たすべき最低納付年限が異なることとなる。本規則によれば、前倒し定年退職する労働者は、自らが選択する退職時期に対応する最低納付年限を満たすべきとされ、先延ばし定年退職する労働者は、その法定退職年齢に対応する最低納付年限を満たすべきとされている(7条)。

使用者は、労働者が選択する退職時期の当月末までに、社会保険業務機構に退職時期申請書等の資料を提出し、基本養老金受領の申込を行わなければならない(8条)。社会保険業務機構は、これを審査して、労働者が選択する退職時期の翌月から、労働者に基本養老金を支給する(9条)。

(全14条)

4.「個人情報域外移転に係る個人情報保護認証規則(意見募集稿)」¹⁴

国家インターネット情報弁公室 2025年1月3日公表、意見募集期限 2025年2月3日

執筆担当: 崔 俊、鈴木 幹太

「個人情報域外移転に係る個人情報保護認証規則(意見募集稿)」(以下「本意見募集稿」という。)は、個人情報域外移転に係る個人情報保護認証業務を規範化するものであり、個人情報保護認証の適用要件、評定事項等について規定している¹⁵。

まず、個人情報域外移転に係る個人情報保護認証の方式により域外に個人情報を提供する場面については、従来の規定¹⁶を踏襲している一方で(4条)、中国の個人情報保護法が域外適用される場合において、中国の域外において中国の域内の自然人の個人情報を取り扱う個人情報取扱者は、域外移転に係る認証を取得して、個人情報域外移転行為を行うことができるとされている(5条)。また、この場合、中国の域外の個人情報取扱者が域内に設立した専門機構又は指定した代表者が申請に協力し、かつ相応の法的責任を負い、中国の個人情報保護に関する法律法規を遵守しかつ監督管理を受けることを確約し、認証の有効期間において専門認証機構の継続的監督を受けなければならないとされている(9条2項)。なお、個人情報域外移

¹⁴ 原文「个人信息出境个人信息保护认证办法(征求意见稿)」

¹⁵ 本意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に公布・施行されるまでは法令としての効力を有しない。

¹⁶ ①重要情報インフラ運営者でないこと、及び②当年1月1日以降の累計で、域外に提供する個人情報(機微な個人情報を含まない)が10万人分以上100万人分未満であること、又は機微な個人情報が1万人分未満であること。これは、「データ越境流動の促進及び規範化に関する規定」における認証の取得(又は標準契約の締結)が必要な場合の規定と一致している。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

転に係る個人情報保護認証における重点的な評価内容も定められており、主に個人情報域外移転に関する合法性、正当性、必要性、域外個人情報取扱者又は域外受領者の取扱方法、法令規制やネットワーク安全環境等が個人情報の安全に与える影響、個人情報保護の義務の約定有無等が規定されている(10条)。

今後、本意見募集稿の内容が正式に制定された場合、個人情報取扱者による個人情報の域外移転にあたって専門機構が行う個人情報保護にかかる認証を受けることを選択する際に、「個人情報保護認証実施規則」¹⁷とともに、根拠となる重要な法令となると考えられる。

(全 20 条)

Ⅲ.その他の法令等一覧

2024年12月3日から2025年1月6日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである(上記にて取り扱った法令等を除く。)

1. 「科学技術普及法(改正)」
(原文:科学技術普及法(修订))
(全人代常務委員会、2024年12月25日公布、2024年12月25日施行)
2. 「監査法(改正)」
(原文:监察法(修订))
(全人代常務委員会、2024年12月25日公布、2025年6月1日施行)
3. 「国務院による一部の行政法規を改定及び廃止する決定」
(原文:国务院关于修改和废止部分行政法规的决定)
(国務院、2024年12月6日公布、2025年1月20日施行)
4. 「自然資源行政不服審査の行政応訴規定」
(原文:自然资源行政复议行政应诉规定)
(自然資源部、2024年12月13日公布、同日施行)
5. 「従業員全年度月平均勤務時間及び給与換算問題に関する通知」
(原文:关于职工全年月平均工作时间和工资折算问题的通知)
(人力資源社会保障部、2025年1月1日公布、同日施行)
6. 「『国務院が『全国年次祝祭日及び記念日休暇規則』の修正に関する決定』の貫徹実施業務の遂行に関する通知」
(原文:关于做好《国务院关于修改〈全国年节及纪念日放假办法〉的决定》贯彻实施工作的通知)
(人力資源社会保障部、2025年1月8日公布、同日施行)

¹⁷ [本ニュースレターNo.389\(2022年12月9日発行\)](#)をご参照。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

7. 「データ産業の高品質発展の促進に関する指導意見」
(原文:关于促进数据产业高质量发展的指导意见)
(国家発展及び改革委員会等、2024年12月28日公布、同日施行)
8. 「銀行保険機構データ安全管理規則」
(原文:银行保险机构数据安全管理办法)
(国家金融監督管理総局、2024年12月27日公布、同日施行)
9. 「特許紛争行政裁決及び調解規則」
(原文:专利纠纷行政裁決和調解办法)
(国家知的財産局、2024年12月26日公布、2025年2月1日施行)
10. 「データ分野常用名詞解釈(第1回)」
(原文:数据领域常用名詞解釋(第一批))
(国家データ局、2024年12月30日公布、同日施行)
11. 「金融機構コンプライアンス管理規則」
(原文:金融机构合规管理办法)
(国家金融監督管理総局、2024年12月25日公布、2025年3月1日施行)
12. 「28社の米国エンティティの輸出管理規制管理制御リストへの掲載の公表に関する公告」
(原文:关于公布将28家美国实体列入出口管制管控名单的公告)
(商務部、2025年1月2日公布、同日施行)
13. 「台湾地域に対する兵器売却に關与するロッキード・マーティン・ミサイル火器管制部門等9社の信頼懸念エンティティリストへの掲載に関する公告」
(原文:关于将参与对台湾地区军售的洛克希德·马丁导弹与火控公司等9家公司列入不可靠实体清单的公告)
(商務部、2025年1月2日公布、同日施行)
14. 「兩用品目及び技術輸出入許可証管理目録(2025年)」
(原文:两用物项和技术进出口许可证管理目録(2025年))
(商務部等、2024年12月31日公布、2025年1月1日施行)
15. 「法により外商投資權益保護の初回典型事例」
(原文:首批依法保护外商投資權益典型案例)
(最高人民法院、2025年1月2日公布、同日施行)
16. 「『会社法』第88条1項は遡及適用しないことに関する回答」
(原文:关于《中华人民共和国公司法》第八十八条第一款不溯及适用的批复)
(最高人民法院、2024年12月24日公布、同日施行)

17. 「グリーン製品認証及び表示の管理規則(意見募集稿)」
(原文:绿色产品认证与标识管理办法(征求意见稿))
(国家市場監督管理総局、2024年12月4日公布、2024年12月20日まで意見募集)
18. 「輸入有機栽培媒体植物に対する検疫要求(意見募集稿)」
(原文:进境有机栽培介质植物检疫要求(征求意见稿))
(税関総署、2024年12月5日公布、2024年12月12日まで意見募集)
19. 「ネットワーク安全標準実践ガイドライン--生成系人工知能サービス安全の緊急対応ガイドライン(意見募集稿)」
(原文:网络安全标准实践指南--生成式人工智能服务安全应急响应指南(征求意见稿))
(全国ネットワーク安全標準化技術委員会、2024年12月17日公布、2024年12月31日まで意見募集)
20. 「技術契約認定登記管理規則(意見募集稿)」
(原文:技术合同认定登记管理办法(征求意见稿))
(工業情報化部、2024年12月18日公布、2025年1月18日まで意見募集)
21. 「外商投資奨励産業目録(意見募集稿)」
(原文:鼓励外商投资产业目录(征求意见稿))
(商務部等、2024年12月20日公布、2025年1月20日まで意見募集)
22. 「公平競争審査条例実施規則(草案)」
(原文:公平竞争审查条例实施办法((草案))
(国家市場監督管理総局、2024年12月25日公布、2025年1月24日まで意見募集)
23. 「行政執法監督条例(草案)」
(原文:行政执法监督条例((草案))
(司法部、2024年12月30日公布、2025年1月29日まで意見募集)

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、張雪駿、沈暘

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL : 03-5220-1839
FAX : 03-5220-1739
tokyo-sec@morihamada.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大厦 22 階 200120
TEL : +86-21-6841-2500
FAX : +86-21-6841-2811
shanghai@morihamada.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大厦 316 号室 100004
TEL : +86-10-6590-9292
FAX : +86-10-6590-9290
beijing@morihamada.com